

## 1 主幹教諭の設置に関する法的根拠

### (1) 学校教育法

- 第37条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。
- 2 小学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。
- 9 主幹教諭は、**校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。**
- 19 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第九項の規定にかかわらず、**校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。**

### (2) 東京都立学校の管理運営に関する規則

#### (主幹教諭)

- 第10条の2 学校に主幹教諭を置く。ただし、特別の事情のあるときは、主幹教諭を置かないことができる。
- 2 主幹教諭は、**校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。**
- 3 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員を監督する。
- 4 主幹教諭が担当する**校務の範囲**は、委員会が別に定める基準に基づき、校長が決定する。
- 5 校長は、前項の規定に基づき主幹教諭が担当する校務の範囲を決定したときは、委員会に報告しなければならない。
- 6 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、**校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の養護をつかさどる主幹教諭を置くことができる。**

### (3) 区市町村立学校管理運営規則（標準的な例）

#### (主幹教諭)

- 第〇条 小・中学校に主幹教諭を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。
- 2 主幹教諭は、**校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の教育をつかさどる。**
- 3 主幹教諭は、担当する校務について、別に定める所属職員を監督する。
- 4 主幹教諭が担当する**校務の範囲**は、委員会が別に定める基準に基づき、校長が決定する。
- 5 校長は、前項の規定に基づき主幹教諭が担当する校務の範囲を決定したときは、委員会に報告しなければならない。
- 6 小・中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、**校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の養護をつかさどる主幹教諭を置くことができる。**

「校長及び副校長を助け」 校長及び副校長を補佐すること。

「命を受けて校務の一部を整理し」 校長及び副校長から命を受けて担当することができる校務を整理する。命を受けた校務について校長及び副校長を助け、校務を整理する立場から職員に対して自ら職務命令を発することができる。

「校務の範囲」主幹教諭が担当する校務の範囲等に関する基準19教人勤第257号

教務、生活指導、進路指導、保健、総務（庶務）、図書、研究、学年（特別支援学校にあつては学部）に関する事項

「主幹」と「主幹教諭」 東京都は、平成15年4月から公立学校に「主幹」を設置した。平成19年6月に改正された学校教育法を受け、都独自の職として設置していた「主幹」を学校教育法上の「主幹教諭」に位置付けた。

## 2 主任教諭の設置に関する法的根拠

### (1) 学校教育法

- 第37条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。
- 2 小学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。

### (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

#### (教育委員会の職務権限)

- 第23条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。
- 5 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

#### (学校等の管理)

- 第33条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

### (3) 東京都立学校の管理運営に関する規則

#### (主任教諭及び主任養護教諭の設置)

- 第10条の3 学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。
- 2 学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる。

### (4) 区市町村立学校管理運営規則 (標準的な例)

#### (主任教諭及び主任養護教諭)

- 第〇条 小・中学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。
- 2 小・中学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる。

**主任教諭の設置** 都教育委員会は、教諭及び養護教諭の職を、職務の困難度及び責任の度合いの違いに基づき分化し、新たに主任教諭、主任養護教諭の職を設置した。  
区市町村立学校も含め、平成21年度より任用が開始されている。

**主任教諭の役割** ① 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割  
② 指導・監督層である主幹教諭の補佐  
③ 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

※ **東京都立学校の管理運営に関する規則** 第10条の4に掲げる「主任」とは異なることに注意。

#### (主任)

- 第10条の4 学校に教務主任、生活指導主任、進路指導主任、保健主任及び学年主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これらの主任を置かないことができる。
- 2 専門教育を主とする学科を置く学校には専門学科ごとに学科主任を置き、農業に関する専門教育を主とする学科を置く学校には農場主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、学科主任又は農場主任を置かないことができる。